

# 北名古屋市分別収集計画

(令和5年度～令和9年度)

北名古屋市

## 目 次

1	策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	5
9	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	6
10	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
11	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

## 1 策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

北名古屋市では、ごみ減量化、資源化の推進など一般廃棄物の処理に関する事業を進めてきたが、ごみ処理を取り巻く環境は、大量のごみの発生に伴う最終処分場の残余容量のひっ迫及び代替地の確保難、リサイクルの必要性の高まりなど多くの課題を抱え、求められる内容も多岐にわたってきている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大きな比率を占める容器包装廃棄物の分別収集及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみの減量と再資源化のために市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な方策を明らかにするとともに、全ての関係者が一体となって取り組む方針を示したものである。

本計画の推進により、一般廃棄物を減量し、最終処分場の延命化、資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を目指すものである。

## 2 基本的方向

本計画を推進するにあたっての基本的方向は、北名古屋市一般廃棄物処理基本計画の内容を踏まえ、次のとおりとする。

### (1) 発生抑制（Reduce）

できる限り廃棄物を出さない。

### (2) 再使用（Reuse）

同じ形状のまま再使用する。

### (3) 再生利用（Recycle）

物質として再資源化し、再生品を優先使用する。

### (4) 熱回収（Thermal Recycle）

エネルギーを回収して利用する。

### (5) 適正処理

やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。

### 3 計画期間

本計画の期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）を対象とする。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：トン

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	5,007	4,888	4,787	4,744	4,714

#### 内訳

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	123	118	114	109	105
アルミ製容器	94	90	87	84	81
ガラス製容器（無色）	239	230	224	217	210
ガラス製容器（茶色）	137	132	128	125	121
ガラス製容器（その他）	97	94	91	89	86
飲料用紙製容器	106	104	103	103	104
段ボール	802	782	764	752	744
紙製容器包装	281	273	266	265	264
ペットボトル	818	804	792	792	794
プラスチック製容器包装(白色トレイ含む)	2,591	2,534	2,484	2,473	2,469

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、次の方策を実施する。

(1) 3R推進のための協定

事業者と市民団体、事業者主体の任意団体と市が協定を締結し、レジ袋の有料化等によりレジ袋の削減を協働で取り組み、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

(2) マイバッグ持参の推進

市民団体、事業者、市でお買い物マナーをつくり、買い物の中にはマイバッグを持参し、レジ袋をもらわないよう市民へ啓発を行う。

(3) 資源集団回収への支援

子ども会等の資源回収団体に対し補助金を交付し、地域における資源回収活動を支援する。

(4) 地域資源回収への支援

自治会等が行う資源回収に対し補助金を交付し、地域における資源回収活動を支援する。

(5) ごみ等に関する出前講座

出前講座を開催し、ごみの現状や減量、資源化の必要性を説明するとともに、ごみの減量やリサイクルに取り組む団体を支援する。

(6) イベント開催・参加

各種イベントにおいて、ごみの現状や減量、資源化に関する情報を提供する。

(7) 啓発の充実

ごみ、資源の収集日や出し方、分別方法をわかりやすく記載した「ごみ・資源の出し方・分け方便利帳」を配布するとともに、ごみ及び資源に関する情報を広報誌、ホームページ等により提供する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の状況及び市民の協力度、収集体制を勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分は、次のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主としてガラス製の容器 (無色、茶色、その他)	空きびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑誌・雑紙（紙パック、段ボール以外の紙製容器包装）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
	白色食品トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位：トン

		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器		110		106		102		98		94	
主としてアルミ製の容器		70		67		65		62		60	
ガラス製容器	無色	合計 197		合計 190		合計 185		合計 179		合計 173	
		引渡し量	独自処理量 197	引渡し量	独自処理量 190	引渡し量	独自処理量 185	引渡し量	独自処理量 179	引渡し量	独自処理量 173
	茶色	合計 109		合計 105		合計 102		合計 99		合計 96	
		引渡し量	独自処理量 109	引渡し量	独自処理量 105	引渡し量	独自処理量 102	引渡し量	独自処理量 99	引渡し量	独自処理量 96
	その他	合計 96		合計 93		合計 90		合計 88		合計 85	
		引渡し量	独自処理量 96	引渡し量	独自処理量 93	引渡し量	独自処理量 90	引渡し量	独自処理量 88	引渡し量	独自処理量 85
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		39		39		40		40		41	
主として段ボール製の容器		482		472		462		452		444	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		0		0		0		0		0	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	合計 227		合計 230		合計 233		合計 236		合計 239		
	引渡し量	独自処理量 227	引渡し量	独自処理量 230	引渡し量	独自処理量 233	引渡し量	独自処理量 236	引渡し量	独自処理量 239	
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	合計 674		合計 672		合計 672		合計 670		合計 671		
	引渡し量	独自処理量 661 13	引渡し量	独自処理量 659 13	引渡し量	独自処理量 659 13	引渡し量	独自処理量 657 13	引渡し量	独自処理量 658 13	
うち白色トレイ	合計 13		合計 13		合計 13		合計 13		合計 13		
	引渡し量	独自処理量 13	引渡し量	独自処理量 13	引渡し量	独自処理量 13	引渡し量	独自処理量 13	引渡し量	独自処理量 13	

※ 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、令和元年度の分別基準適合物等の収集実績及び北名古屋市一般廃棄物処理基本計画を踏まえて算定した。

※その他の紙製容器包装について、「雑誌・雑紙」の品目にて収集しているため、数量は「0」とする。

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、次のとおり行うものとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	不燃ごみ	市直営、委託業者による定期回収	名古屋市 (破碎→選別)
		空き缶	委託業者による定期拠点回収	民間業者
	アルミ製容器	不燃ごみ	市直営、委託業者による定期回収	名古屋市 (破碎→選別)
		空き缶	委託業者による定期拠点回収	民間業者
ガラス製容器 (無色・茶色・その他)		空きびん	委託業者による定期拠点回収	民間業者
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	委託業者による定期拠点回収、市民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール	委託業者による定期拠点回収、市民団体による集団回収	民間業者
	その他の紙製容器包装	雑紙・雑紙	委託業者による定期拠点回収、市民団体による集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期拠点回収	委託業者
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による定期回収	委託業者
	白色発泡スチロール製食品トレイ	白色食品トレイ	委託業者による定期拠点回収	委託業者



10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設は、名古屋市ごみ処理施設のほか民間業者を活用する。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	不燃ごみ	袋	パッカー車	名古屋市 ごみ処理施設
	空き缶	かご	パッカー車 平ボディ車	民間業者の ストックヤード
アルミ製容器	不燃ごみ	袋	パッカー車	名古屋市 ごみ処理施設
	空き缶	かご	パッカー車 平ボディ車	民間業者の ストックヤード
ガラス製容器 (無色・茶色・その他)	空きびん	かご	平ボディ車	民間業者の ストックヤード
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	箱	平ボディ車	民間業者の ストックヤード
	集団回収	縛る	平ボディ車	民間業者の ストックヤード
段ボール	段ボール	縛る	パッカー車 平ボディ車	民間業者の ストックヤード
	集団回収	縛る	パッカー車 平ボディ車	民間業者の ストックヤード
その他の紙製容器包装	雑誌・雑紙	箱	パッカー車 平ボディ車	民間業者の ストックヤード
	集団回収	縛る	パッカー車 平ボディ車	民間業者の ストックヤード
ペットボトル	ペットボトル	網かご	パッカー車	委託業者の ストックヤード
その他の プラスチック製容器包装	プラスチック 製容器包装	袋	パッカー車	委託業者の ストックヤード
	白色食品トレイ	網かご	平ボディ車	委託業者の ストックヤード

- 11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し、本計画を実効あるものとするため、次のとおり取組みを進める。
- (1) 一般廃棄物の資源化、再利用（再使用、再生利用）を促進するため、必要に応じ学識経験者及び事業者の代表者等で構成する廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制の整備を図る。
  - (2) 自治会における回収及び子ども会などの団体による集団回収を促進するため、補助金の交付を行い活動の活性化を進める。
  - (3) 広報誌、ホームページ等の掲載等、市民、団体等が親しみやすい広報ツールの充実を図る。
  - (4) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績をはじめ、一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を管理するとともに、課題を整理し、3年後の計画改定に反映させる。